

石川県公報

平成30年6月25日(月曜日)

号 外

(第 56 号)

目 次

<p>規 則</p> <p>○産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 1</p> <p>○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (医療対策課) 2</p>	<p>○旅館業法施行細則及び過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 3</p> <p>○石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (農業基盤課) 4</p>
--	--

規 則

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十六号

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十年石川県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則

第一条中「産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例」を「地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例」に改める。

別記様式第一号(表)中「産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例」を「地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例」と改める。

所在地	企業立地計画の承認日	年 月 日	を
	特定事業の種類		
所在地	地域経済牽引事業計画の承認日	年 月 日	に改
	事業の種類	主務大臣の確認日	

め、同様式(裏)備考2②中「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」と改め、同様式(裏)備考2②次のように改める。

(4) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第24条の規定による確認書の写し

別記様式第一号中「産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例」を「地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例」と改め、同様式備考1中「通知書を受け取った」を「処分があったことを知った」と改め、「できます」を「(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)」と改

え、同様式備考2中「の送達を受け取った」を「があったことを知った」と、「ただし」を「(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分受済しの請求を提起することができなくなり出す。)。ただし」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 二 十 七 号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川 県 規 則 第 四 十 五 号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「総務省、法務省、財務省、林野庁」を「法務省」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同項第二号中「無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同項第三号を次のように改める。

二 削 除

第二条第二項を次のように改める。

- 2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日前又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請(以下この項において「命令等」という。)をしようとする日直前の直近の九月二十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前又は当該命令等をしようとする日直前の直近の九月二十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

第二条第三項中「無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。

附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

(既存病床数に関する経過措置)

- 2 法第七条の二第一項若しくは第二項の申請があつた場合又は同条第三項の措置をとるべきことを命ずる場合若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換(当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。)の用に供することをいう。)を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

附則第三項及び第四項を削る。

附則第五項の前の見出しを削り、同項中「附則第五項」を「附則第三項(条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同項を附則第三項とし、同項の前に見出しとして「転換病床を有する病院の人員

に関する経過措置」を付する。

附則第六項中「附則第五項」を「附則第三項(条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第七項を附則第五項とする。

附則第八項中「附則第六項」を「附則第五項(条例附則第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第九項を附則第七項とする。

附則第十項の前の見出しを削り、同項中「附則第九項」の下に「(条例附則第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同項を附則第八項とし、同項の前に見出しとして「(特定介護療養型医療施設等である療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置)」を付する。

附則第十一項中「附則第十項」を「附則第十一項(条例附則第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十二項を附則第十項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行細則及び過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十八号

旅館業法施行細則及び過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第一条 旅館業法施行細則(昭和三十二年石川県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「業」を「業」と、「ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業」を「旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業」と

申請者の欠格事項 (法人にあつては、その業務を行う役員を含む。)	(1) 法又は法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していないこと。	を
	(2) 法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していないこと。	

申請者の欠格事項 (1)から(5)までについては、法人の業務を行う役員を含む。	(1) 成年被後见人又は被保佐人であること。	に改める。
	(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないこと。	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していないこと。	
	(4) 法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していないこと。	
	(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成33年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過していない者((7)において「暴力団員等」という。)であること。	
	(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者	

	でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が(1)から(5)までのいずれかに該当していること。	
	(7) 暴力団員等がその事業活動を支配していること。	

様式第二号中「罌」を「蕪」に改める。

様式第三号中「罌」を「蕪」に、「第3条第2項第1号又は第2号」を「第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号のいずれか」に、「有無及び」を「有無並びに」に改める。

様式第四号から様式第六号までの規定中「罌」を「蕪」に改める。

(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則（平成十二年石川県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正前の旅館業法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十九号

石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年石川県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則

第一条中「石川県営土地改良事業分担金徴収条例」を「石川県営土地改良事業分担金等徴収条例」に改め、「の分担金」の下に「及び特別徴収金」を加える。

第二条の表第十号中「中山間地域で行う」を「次号及び第十一号の二に掲げる」に改め、同表第十一号中「限る」を「限り、機構関連事業であるものを除く」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 ば場整備事業（機構関連事業であるものに限る。）	十分の一
------------------------------	------

第五条の見出しを「（特別徴収金の対象事業）」に改め、同条中「規定による知事の指定する」を「規則で定める」に、「もの」を「事業（同条第二項に該当する事業を除く。）」に改める。

第六条の前の見出しを「（特別徴収金の減免）」に改め、同条中「第六条第四項」を「第六条第六項」に、「分担金」を「特別徴収金」に改める。

第七条中「第六条第四項」を「第六条第六項」に、「分担金」を「特別徴収金」に、「とき」を「場合」に改める。

第九条の見出し中「分担金の」を削り、同条第一項中「第六条第四項」を「第六条第六項」に、「分担金の減免」を「特別徴収金の減免」に、「又は減免」を「若しくは減免」に改め、「含む。」の下に「又は減免を受けようとする特別徴収金の額」を加え、同条第二項中「又は」を「若しくは減免又は特別徴収金の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条の表の規定は、平成三十年度以降の年度の予算に係る県営土地改良事業の分担金について適用し、平成二十九年度以前の年度の予算に係る県営土地改良事業（平成三十年度以降の年度に繰り越されたものを含む。）の分担金については、なお従前の例による。